

二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令案

○二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準について（20240711 資第3号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第1 申請に対する処分</p> <p>1. 審査基準</p> <p><u>(1) 法第4条第1項の規定による試掘の許可</u></p> <p><u>法第4条第1項の規定による試掘の許可に係る審査基準については、法第5条第1項各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。</u></p> <p>① 第1号関係</p> <p><u>試掘を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有することを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば次のような場合とする。</u></p> <p><u>ア. 経理的基礎を有するとは、例えば、次のような場合とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>・二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第〃号。以下「省令」という。）の規定に基づき申請書に添付する資金の調達方法を確認するために必要となる書類等により、試掘を行うための資金が現にあること又は試掘を行うための資金の調達が確実に行われる見込みがあることを示している場合</u><u>・申請書に添付する貸借対照表及び損益計算書により、債務超過の状態にないことを示している場合。ただし、申請者が債務超過の状態にあることを以て、直ちに不許可とするものではなく、試掘を行うための資金の調達が可能である理由を申請者に求め、合理的な理由が提出された場合には、経理的基礎を有するものとして取り扱うものとする。</u><u>・申請書に添付する法第124条第1項の損害の賠償が生じた場合に備えた支払い能力を証する書面について、付保証明書、保険の契約予定を証明</u>	<p>第1 申請に対する処分</p> <p>1. 審査基準</p> <p>(新設)</p>

する書面、賠償に係る準備金を証明する書面等の提出を求め、当該書面等により賠償能力を有していると確認できる場合

イ. 技術的能力を有するとは、例えば、次のような場合とする。

・申請書に添付する事業計画書、主たる技術者の履歴書等により、試掘を実施するに当たり必要となる技術者の体制が構築されているほか、主たる技術者が許可貯留区域等における貯留事業等及び法第12条第1項の政令で定めるものの開発に係る事業（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）に従事した経験があると確認できる場合

ウ. 十分な社会的信用を有するとは、例えば、次のような場合とする。なお、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、特定の事項への該当又は非該当を以て直ちにその適格性を判断するためのものではなく、個別具体的な事例に照らして総合的に評価し、その事例から試掘の許可を与えることが著しく不適当な場合についてのみ、不許可処分を行うものとする。

・反社会的行為に関与したことがない場合
・故意又は重過失により我が国の法令又は諸外国の法令の規定に違反に違反し、当該法令の規定に基づき行政処分を受けたことがない場合
・国内外における他産業の利益を無視するなどの強引な石油・天然ガス等の開発又は貯留事業等を実施したことがない場合

② 第2号関係

法に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

③ 第4号関係

試掘と他人の貯留事業等との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 既に行われている他人の貯留事業に係る許可貯留区域に隣接した許可試掘区域において試掘を行うことにより、当該他人が二酸化炭素の貯蔵の状況を監視するために地震探査を行うことを妨げるなど、当該他人の貯留事業に係る法に基づく義務の履行に支障を及ぼすものでない場合

イ. 既に行われている他人の許可貯留区域等に隣接した許可試掘区域におい

て試掘を行うことにより、当該他人がその行う貯留事業等の用に供する貯留等工作物を設置することなどを妨げるものでない場合

④ 第5号関係

試掘と他人の鉱業との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 既に行われている他人の鉱業に係る鉱区と許可貯留区域の直上の区域が隣接している場合において、当該許可試掘区域において継続的に試掘を行うことにより、当該他人が当該鉱区において鉱物を採掘することなどを妨げるものでない場合

⑤ 第6号関係

試掘と農業、漁業その他の産業との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 農地又はその周辺において試掘を行うことにより、当該農地で行う農業の用に供する水管を破裂させるおそれを生じさせるものでない場合

イ. 農地若しくはその周辺又は漁業が行われている区域において試掘を行うことにより、当該農業又は漁業の安定的な活動を妨げ、農作物の収穫量や漁獲量を大幅に減少させるおそれを生じさせるものでない場合

⑥ 第7号関係

試掘を行うことが公共の利益の増進に支障をおよぼすおそれがあるものでないことを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 試掘を行った結果、当該試掘に係る地層が貯留層であると認められた場合には、当該貯留層において、我が国事業者がその排出した二酸化炭素を貯蔵する必要性が認められるにもかかわらず、専ら外国で排出された二酸化炭素のみを貯蔵することを予定しているため、我が国におけるカーボンニュートラルの実現に貢献しないなど、我が国の国益を損なうものであると認められるものでない場合

(2) 法第9条第2項の規定による試掘の許可の更新

(新設)

法第9条第2項の規定による試掘の許可の更新に係る審査基準については、法第9条第4項各号に基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。

① 第1号関係

誠実に試掘をした事実又はその準備をした事実があるかを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば次のような場合とする。

ア. 法第9条第5項において準用する法第4条第3項第1号に規定する事業計画書に基づき、実施した試掘の実績が確認できる場合

イ. 試掘者の責めに帰することができないと認められる事由により、試掘のための掘削リグ等の調達を開始が遅れるなどして、試掘の許可の有効期間内に試掘に着手できなかったものの、当該掘削リグ等の調達の準備を着実に進めていたと確認できる場合

② 第2号関係

試掘を継続する必要があるかを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば次のような場合とする。

ア. 地下の地層が貯留層かどうかを判断するために、なお地質構造の調査を行う必要がある場合

(3) 法第12条第1項の規定による試掘の許可

(新設)

法第12条第1項の規定による試掘の許可については、法第12条第3項に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、同項第1号については次のような場合、その他については法第4条第1項の規定による試掘の許可に係る審査基準の具体例に準じる。

ア. 貯留層が存在し、又は存在する可能性があることが、過去開発していた又は現在開発している鉱区の地質構造の情報に照らして明らかであり、かつ、当該鉱区において試掘を行う必要性が認められる場合

(4) 法第12条第6項において準用する法第9条第2項の規定による試掘の許可の更新

(新設)

法第 12 条第 6 項において準用する法第 9 条第 2 項の規定による試掘の許可の更新については、法第 9 条第 4 項各号に基準が規定されているところであり、法第 9 条第 2 項の規定による試掘の許可の更新に係る審査基準を準用するものとする。

(5) 法第 14 条第 1 項の規定による許可試掘区域の増減の許可

(新設)

法第 14 条第 1 項の規定による許可試掘区域の増減の許可については、法第 14 条第 3 項において準用する法第 12 条第 3 項各号（第 1 号及び第 3 号を除き、許可試掘区域の減少に係る申請にあつては、第 2 号及び第 4 号に限る。）に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば次のような場合とする。

① 第 2 号関係

許可試掘区域の増加又は減少後において、試掘を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力、十分な社会的信用を引き続き有していることを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第 4 条第 1 項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第 1 号関係に準じる。

② 第 5 号関係

許可試掘区域の増加後において、試掘と他人の貯留事業等との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、法第 4 条第 1 項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第 4 号関係に準じる。

③ 第 6 号関係

許可試掘区域の増加後において、試掘と他人の鉱業との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、法第 4 条第 1 項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第 5 号関係に準じる。

④ 第 7 号関係

許可試掘区域の増加後において、試掘と農業、漁業その他の産業との調整を図る趣旨の基準であり、より具体的には、法第 4 条第 1 項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第 6 号関係に準じる。

⑤ 第 8 号関係

許可試掘区域の増加後において、試掘を行うことが公共の利益の増進に支障をおよぼすおそれがあるものでないことを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第7号関係に準じる。

(6) 法第17条第1項の規定による試掘の譲渡及び譲受けの認可又は同条第2項の規定による試掘者である法人の合併若しくは分割の認可

(新設)

法第17条第1項の規定による試掘の譲渡及び譲受けの認可又は同条第2項の規定による試掘者である法人の合併若しくは分割の認可については、法第17条第3項に認可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。

① 第1号関係

譲受人等が試掘を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力、十分な社会的信用を有することを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第1号関係に準じる。

② 第2号関係

法に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

③ 第4号関係

譲受人等が試掘を行うことが公共の利益の増進に支障をおよぼすおそれがあるものでないことを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第7号関係に準じる。

(7) 法第18条第1項の規定による相続の届出

(新設)

法第18条第1項の規定による相続の届出については、法第18条第3項に相続人の適合性に係る審査基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。

① 第1号関係

相続人等が試掘を的確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力、十分な社会的信用を有することを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第1号関係に準じる。

② 第2号関係

法に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

③ 第4号関係

相続人が試掘を行うことが公共の利益の増進に支障をおよぼすおそれがあるものでないことを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、法第4条第1項に規定する試掘の許可に係る審査基準の具体例のうち、第7号関係に準じる。

(8) 法第58条第3項において準用する法第37条第2項の規定による試掘の事業着手の延期の認可

(新設)

法第58条第3項において準用する法第37条第2項の規定による試掘の事業着手の延期の認可について、認可を受けることができるやむを得ない理由とは、例えば、次のような場合とする。

ア. 天災地変の影響により試掘の事業に着手できない場合

イ. 他の法令等による制限があり、当該試掘の事業の未着手がやむを得ないと認められる場合

(9) 法第58条第3項において準用する法第37条第5項の規定による試掘の事業休止の認可

(新設)

法第58条第3項において準用する法第37条第5項の規定による試掘の事業休止の認可について、認可を受けることができる理由とは、例えば、次のような場合とする。

ア. 試掘者が行う試掘が、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、著しく公共

- の福祉に反するようになる可能性がある」と認められる場合
イ. 天変地変の影響により試掘の事業の継続が困難と認められる場合

(新設)

(10) 法第 59 条第 1 項の規定による試掘実施計画の認可

法第 59 条第 1 項の規定による試掘実施計画の認可については、法第 59 条第 2 項各号に認可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。

① 第 1 号関係

試掘の方法が適切であるかどうかを確認する趣旨の基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 試掘の方法が、自然条件及び立地条件を踏まえ合理的であると認められる場合

イ. 試掘の方法が、農業、漁業その他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反する可能性がないと認められる場合

ウ. 遮水及び仕上げの方法が適切であると認められる場合

② 第 2 号関係

試掘場における保安を確保するための措置が適切に実施されることが見込まれるかどうかを確認するための基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 土地の掘削に伴うガスの噴出、地表の沈下等の被害を防止する措置が適切であると認められる場合

イ. 貯留等工作物の工事、維持及び運用に関する措置が適切であると認められる場合

ウ. 火薬類の取扱いに関する措置が適切であると認められる場合

エ. 火気の取扱いに関する措置が適切であると認められる場合

③ 第 3 号関係

試掘が適切に実施されることが見込まれるかどうかを確認するための基準であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 坑口の閉塞その他坑井の取扱いに関する措置が適切であると認められる

場合

イ. 試掘を行うための資金計画について、試掘に関する計画に照らし、合理的な内容のものであると認められる場合

ウ. 試掘を行うために必要となる技術者が配置されていると認められる場合

(11) 法第 60 条第 1 項の規定による試掘実施計画の変更の認可

法第 60 条第 1 項の規定による試掘実施計画の変更の認可に係る審査基準については、同条第 3 項において準用する法第 59 条第 2 項各号に認可の基準が規定されているところであり、法第 59 条第 1 項の規定による試掘実施計画の認可に係る審査基準を準用するものとする。

(12) 法第 107 条第 1 項の規定による探査の許可

法第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準については、法第 108 条各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。

① 第 1 号関係

省令第 48 条に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

②～⑥ (略)

(13) 法第 109 条第 1 項の規定による探査の変更の許可

法第 109 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準については、同条第 2 項において準用する法第 108 条各号に許可の基準が規定されているところであり、法第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(14) 法第 112 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認

(新設)

(1) 法第 107 条第 1 項の規定による探査の許可

法第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準については、法第 108 条各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。

① 第 1 号関係

二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令(令和 6 年経済産業省令第 48 号) 第 7 条に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

②～⑥ (略)

(2) 法第 109 条第 1 項の規定による探査の変更の許可

法第 109 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準については、同条第 2 項において準用する第 108 条各号に許可の基準が規定されているところであり、第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(3) 法 112 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認

法第 112 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認に係る審査基準については、同条第 2 項において読み替えて準用する法第 108 条第 2 号（ハ及びホを除く。）及び第 6 号に許可の基準が規定されているところであり、法第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。

法 112 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認に係る審査基準については、同条第 2 項において読み替えて準用する第 108 条第 2 号（ハ及びホを除く。）及び第 6 号に許可の基準が規定されているところであり、第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(15) 法第 113 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者の相続の承認

法第 113 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者の相続の承認に係る審査基準については、同条第 3 項において準用する法第 108 条第 2 号（イからハまで及びホに限る。）及び第 6 号に許可の基準が規定されているところであり、法第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(4) 法 113 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者の相続の承認

法 113 条第 1 項の規定による探査の許可を受けた者の相続の承認に係る審査基準については、同条第 3 項において準用する第 108 条第 2 号（イからハまで及びホに限る。）及び第 6 号に許可の基準が規定されているところであり、第 107 条第 1 項の規定による探査の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(16) 法第 116 条第 1 項の規定による土地の立入りの許可

法第 116 条第 1 項の規定による土地の立入りの許可に際しては、次に掲げる要件を満たしていない場合には許可しない。

(新設)

- ア. 土地の所有者が土地の立入りについて拒絶している等により、私法上の手段では立入りが困難と認められること。
- イ. 立入りの目的が、貯留等工作物（試掘に係るものに限る。）の設置に関する測量、実地調査又は工事のためであること。
- ウ. 立入りの期間が、イ. の目的を達成するために妥当な期間であること。

(17) 法第 120 条第 1 項の規定による土地の使用の許可

法第 120 条第 1 項の規定による土地の使用の許可に際しては、次に掲げる要件を満たしていない場合には許可しない。

(新設)

- ア. 土地の所有者等が土地の使用について拒絶している等により、私法上の手段では使用が困難と認められること。
- イ. 使用の目的が、法第 118 条第 1 項各号に掲げる目的のためであること。
- ウ. 他の土地をもって代えることが著しく困難であると認められること。

(18) 法第 123 条の規定による水の使用に関する権利に係る許可

(新設)

法第 123 条の規定による水の使用に関する権利に係る許可に際しては、(17) に掲げる審査基準を準用するものとする。

第 2 処分の基準

第 2 処分の基準

(1) 法第 19 条第 1 項の規定による許可試掘区域の減少の処分又は試掘の許可の取消し

(新設)

法第 19 条第 1 項の規定による許可試掘区域の減少の処分又は試掘の許可の取消し(以下(1)及び(2)において「取消し等」という。)については、同項に取消し等の基準が規定されており、より具体的には次のとおりとする。

ア. 農地若しくはその周辺又は漁業が行われている区域において試掘を行うことにより、当該農業又は漁業の安定的な活動を妨げ、農作物の収穫量や漁獲量を大幅に減少させた場合

(2) 法第 19 条第 2 項の規定による取消し等

(新設)

法第 19 条第 2 項の規定による取消し等については、同項に取消し等の基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。

ア. 既に行われている他人の貯留事業に係る許可貯留区域に隣接した又はその周辺の許可試掘区域において試掘を行うことにより、当該他人が二酸化炭素の貯蔵の状況を監視するために地震探査を行うことを妨げるなど、当該他人の貯留事業に係る法に基づく義務の履行に支障を及ぼした場合

イ. 既に行われている他人の許可貯留区域等に隣接した又はその周辺の許可試掘区域において試掘を行うことにより、当該他人がその行う貯留事業等の用に供する貯留等工作物を設置することなどを妨げた場合

ウ. 既に行われている他人の鉱業に係る鉱区に隣接した又はその周辺の許可試掘区域において継続的に試掘を行うことにより、当該他人が当該鉱区において鉱物を採掘することなどを妨げた場合

(3) 法第 19 条第 3 項の規定による試掘の許可の取消し

(新設)

法第 19 条第 3 項の規定による試掘の許可の取消しについては、同項各号に取消しの基準が規定されているところであり、より具体的には次のとおりとする。

① 第 1 号及び第 3 号から第 8 号まで関係

法に規定されているとおりであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

② 第 2 号関係

試掘者が経理的基礎や技術的能力に係る基準に適合しなくなったときに試掘の許可を取り消すことができる基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

ア. 試掘を行うための資金が不足している状況であって当該資金の調達が行われる見込みがなく、試掘の継続が困難と認められる場合

イ. 試掘を実施するに当たり必要となる技術者の体制の変更等により試掘者が技術的能力を有しない状況となり、試掘の継続が困難と認められる場合

(4) 法第 23 条第 2 項の規定による措置命令

(新設)

法第 23 条第 2 項の規定による措置命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(5) 法第 62 条第 2 項の規定による認可試掘実施計画の変更命令

(新設)

法第 62 条第 2 項の規定による認可試掘実施計画の変更命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(6) 法第 63 条の規定による試掘停止命令

(新設)

法第 63 条の規定による試掘停止命令については、同条各号に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は

作成しない。

(7) 法第 64 条第 3 項において準用する法第 23 条第 2 項の規定による措置命令 (新設)

法第 64 条第 3 項において準用する法第 23 条第 2 項の規定による措置命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(8) 法第 66 条第 3 項の規定による公共の安全の維持又は災害の発生の防止の (新設)

ための措置命令

法第 66 条第 3 項の規定による公共の安全の維持又は災害の発生の防止のための措置命令については、同条第 2 項の規定に基づき、省令第 23 条第 1 項及び第 2 項を基として個々の事例ごとに判断するものとする。

(9) 法第 67 条第 2 項の規定による貯留等工作物の修理、使用停止命令等 (新設)

法第 67 条第 2 項の貯留等工作物の修理、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令（令和 6 年経済産業省令第 号。以下「技術基準省令」という。）を基として個々の事例ごとに判断するものとする。

(10) 法第 67 条第 3 項の規定による貯留等工作物の移転、使用停止命令等 (新設)

法第 67 条第 3 項の規定による貯留等工作物の移転、使用停止命令等については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(11) 法第 69 条第 4 項の規定による保安規程の変更命令 (新設)

法第 69 条第 4 項の規定による保安規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

<p>(12) <u>法第 73 条の規定による作業監督者の解任命令</u></p> <p><u>法第 73 条の規定による作業監督者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(13) <u>法第 74 条第 3 項の規定による貯留事業場等における保安に関する事項の調査等の命令</u></p> <p><u>法第 74 条第 3 項の規定による貯留事業場等における保安に関する事項の調査等の命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(14) <u>法第 75 条第 5 項の規定による工事計画の廃止命令等</u></p> <p><u>法第 75 条第 5 項の規定による工事計画の廃止命令等については、同項の規定に基づき、技術基準省令を基として個々の事例ごとに判断するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(15) <u>法第 110 条の規定による探査の許可の取消し</u></p> <p>(略)</p>	<p>(1) <u>法第 110 条の規定による探査の許可の取消し</u></p> <p>(略)</p>
<p>(16) <u>法第 111 条の規定による違反行為に対する措置命令</u></p> <p>(略)</p>	<p>(2) <u>法第 111 条の規定による違反行為に対する措置命令</u></p> <p>(略)</p>